

男鹿市告示第116号

男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱
(目的)

第1条 この告示は、災害発生時に自力で避難することが困難なものが多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し利用者の安全・安心を確保するため、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に定める取組を行う市内事業者に対し、予算の範囲内において男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を交付することに關し、男鹿市補助金等交付規則(平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 交付の対象事業は、男鹿市内で行われる事業で、実施要綱に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

(補助対象事業費)

第3条 前条の事業に要する費用のうち補助の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、実施要綱の規定によるものとする。ただし、次に掲げる費用については補助対象外とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

- (3) 地域医療介護総合確保基金による補助の対象となる費用
- (4) その他施設等整備事業として適當とは認められない費用
(補助金の交付額)

第4条 補助金の額及び補助率は、実施要綱の規定によるものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に指示する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請額内訳書
- (2) 図面、設計書及び仕様書（起工、竣工年月日等明記）
- (3) その他市長が必要とする書類
(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に条件を付し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知をするものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 この補助金の対象となる事業を変更し、又は中止するときは、男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げられるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更等の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、変更又は中止すべきものと認めたときは、補助対象事業（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による補助金の交付決定を受けた法人等（以下「補助事業者」という。）は、事業の完了の日から起算して1月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、男鹿市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金精算額内訳書
- (2) 工事請負契約書（写し）
- (3) 檢査証（写し）
- (4) 事業に関する工事写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を実施し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期及び請求）

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（この告示の失効）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。